

○環境省告示第十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第十五条第一号ロ(イ)及びロ)並びに第二十三条第一項第五号イ及びロの規定に基づき、環境大臣が定める石綿が含まれている指定廃棄物等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年二月十三日

環境大臣 細野 豪志

環境大臣が定める石綿が含まれている指定廃棄物等

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（石綿含有指定廃棄物）

第二条 規則第十五条第一号ロ(2)(イ)の環境大臣が定める指定廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（指定廃棄物であるもの）に限り、指定廃石綿等を除く。）とする。

（指定廃石綿等）

第三条 規則第十五条第一号ロ(2)(ロ)の環境大臣が定める指定廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第一条の二第七項第一号から第七号までに掲げるものに該当する指定廃棄物とする。

（石綿含有特定廃棄物）

第四条 規則第二十三条第一項第五号イの環境大臣が定める特定廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（特定廃棄物であるもの）に限り、特定廃石綿等を除く。）とする。

（特定廃石綿等）

第五条 規則第二十三条第一項第五号ロの環境大臣が定める特定廃棄物は、廃棄物処理規則第一条の二第七項第一号から第七号までに掲げるものに該当する特定廃棄物とする。